担当者なら知っておきたい

労務管理の 落とし穴

期入社でも 基準日が異なる?

中小企業で長年行なわれている習慣も、よく考えてみ れば法令違反であることも少なくありません。今回は、 基準日のトラブルについて解説します。

> 契約が開始した日が、「雇入れの日」 分や就業形態にかかわらず、労働 社員やアルバイトといった雇用区 日」とはいつを指すのかです。

ないよう、

注意が必要です。

正

給する場合もあります。

有休算定上の勤続年数と混

同

続年数にカウントしない条件で支 条件を定め、アルバイト期間は勤 いものについては、

会社によって

れます。これらの法令で定めがな

業制度等、

様々なところで用いら

はなく退職金や永年勤続表彰、

休

梶山弥生

きません。 準日が同じであることに納得が Aさんは、Cさんと、 有休の基

2月1日から、同社で週2日アル

Aさんは、入社予定の2か月前の

「基準日」といいます。

付与される日

4月1日に入社が内定していた

バイトとして勤務していました。

方、

同期のCさんは、卒業間際

アルバイト入社日 雇入れの日」 は

間継続勤務し全労働日の8割以上 準法39条1項では 雇入れの日から起算して6か月 年次有給休暇について、 「使用者は、そ 労働基

から10月1日付与」と回答があり

労働基準法では、

んはCさんと同じ4月1日入社だ B課長に質問したところ、「Aさ 付与は8月1日からですね?」と

バイトをしていませんでした。

Aさんは、

入社後に「私の有休

内定だったため、入社前のアル

ドリームサポート社会保険労務士法人 社会保険労務士

契約が変わっても通 継続勤務」は

をいいます。 が存続している期間(=在籍期間 とは何が続いている状態なのかに ここでいう継続とは、 いても確認しましょう。 また、「継続勤務」の 労働契約 継 続

通算してカウントします。 実質的に労働契約が継続されてい イト契約が終了しても、 てすぐに正社員に転換した場合、 たとえば、事例のようにアルバ 有休算定上の勤続年数は 勤続年数は、 有休だけで 実態とし

定めています。 休暇を与えなければならない」と ここでのポイントは 動した労働者に対して、 又は分割した10労働日の有給 「雇入れ 続

出

が雇入れの日となります。 社員としての入社日ではなく、 になります。 バイト勤務を開始した2月1 事例のAさんのケースでは、 ア 正 日

> が異なるケース 同期入社でも有休基準日

います。 の後も正社員として継続して勤務 の勤務期間は2か月でしたが、 事 実態として労働契約が続いて 例のAさんは、アルバイト で

います。 日に正社員として勤務を開始して んは、アルバイトをせず、 一方、Aさんと同期入社のCさ 4 月 1

月ずれが生じます(図表1)。 るため、2人の有休基準日は2 社であっても、 そのような場合、 雇入れの日が異な たとえ同期入

社員としての契約期間より長か けるアルバイトであ 準日の雇用契約内容に基づき決定 なお、付与日数については、 仮に継続勤務期間中にお った期間 が正

46 企業実務 2021. 10

図表1 事例におけるAさん、Cさんの基準日 2/1 4/18/1 .10/1Αさん 4/1入社 Αさん 2/1入社 アルバイト Cさん 6か月経過 6か月経過 週2日勤務開始 正社員 週5日勤務開始 Aさんの基準日 Cさんの基準日

15.5 日

2 時間

月

月月 日日

月 日から

年次有給休暇管理簿(例)

付与日数

使用者が時季変更した場合の日時

日から

В

1日の所定労働時間

時間単位年休1日の時間数

労使協定で定める時間単位 年休を認める日数

労使協定で定める計画的

月

莳

月

日まで

分から

分まで

日まで

分から分せで

7 時間 45 分

2

1 日

残日数

(時間数)

時間

日

時間

有給休暇の 日数・時間数 (実績)

Н

日

時間。

時間

8 時間

日

部

門名

氏名

本人

確認

備考

図表2

3.5 日

2 時間

12 日

日まで

分から

分まで

分から

となっ

たケースもあります

請求・指定

月日

月 Н

数

日

前年度繰越分

今年度付与分

月

舑

月 日まで

取得する日時

日から

思わ 有休未取得によ ぬリスク る

有休を与える必要があります。

所定労働日数に応じた比例付

与

日

勤

務

0)契約

であ 基

ń 自

ば10労働 1の時

Î

0)

たとしても、

準

点で週5

た年5日 2 0 1 9 0) 有休を取得させなか 车 $\dot{4}$ 月

定 0

扱

がいには

ならず、

按

分する等の

つめもありません。

から義務化され

た場合 則 が定められています。 規則に記 休を取得させるときの 万円 Ę 以 下の 載し 罰 一が時季を指定して てい 金 な ح e V V 規定を就 場 0 た罰 合、

して

雇

用

かも

しれませ

が

内 したの

定者にとっては最

後

早く業務に

に慣れるようにとい

0

由

等で、

入社前に

アル

バ

イトと

学生

生活に影響が出る可能性もあ

ŋ

内定が卒業間近

の場合はアル

バ

同

期

入社の有休基準日を揃える

イトをする余

地

がありません。

という観点だけ

アル

バ

1

1

が

必要なの ではなく、

か

検

社前

なお、 W き1罪として取り扱われるた なく事業所 て、 対 ħ 象となる労働者が多 複数の 年5日の 対象となる労働者 な 0 入り、 と 責 労働者からの 有休に関 任者も書 いう相談から労 有休付与義務に 事業主だけ まだ対象月 類 ï 例 実は 人に 送 は 有 検 で 少 で

違反は、 は 基署の調査が 0 その分リスクは大きくなります。 0 なくありません。 付与対象者だったという事 はないと思っていたけれど、 あります。 が取 また、 円以下の罰金」 定の有休を与えなか 対象者ではない、 6 か月以 労働者が請求する 下の懲役または とい った罰則 0 た場合に 民わる法 時季に 30

正 ココを直し b い労務管 7 理 を

(1) 入社 を整理す 前 ァ る ル バ イ 卜 ഗ 位 置 一づけ

雇入れ年月日

令和×年×月×日

基準日

 \bigcirc B

月

月月 日日

月 日から

 \bigcirc β

指定区分

事例のケー スでは、 会社 側 は

(2)することをお勧めします 労働 仕組みづくり 者ごとの有休を把握する

実際の ごとに把握する仕組みをつくり ることが義務づけられて 労働者ごとに作成し3年 休暇管理簿の作成が有効です。 に必要です。 しょう。 う。 は ないもの 次有給休暇管理簿につい 休の管理は、 「雇入れの日 そのためには、 管理にあたって Ő, 会社に対して、 す べての から労働 年次 蕳 e V 、ます。 保存す 対象者 て罰 有 ŧ

象者に必要な日 者に間違 契約内容をもとに付与すべ (図表2)。 ・つか、 (3) 基準日 変際に 管 13 は 理 は正し ない 有休 数が付与されて 簿に明記 を取 かを確認 11 か、 しましょ へき労 ② 対 た日 のう 13

か、

11